

## 介護現場における多様な働き方導入モデル事業実施要領

### 1 趣旨

この要領は、香川県介護人材確保事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表の介護現場における多様な働き方導入モデル事業を実施するにあたり、交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 補助対象事業者

介護現場における多様な働き方導入モデル事業企画評価委員会において、モデル介護事業所として選定された介護サービス事業者等で、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 香川県の県税に滞納がないこと
- ② 実地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が指定・監督権限者に提出され、改善が確認されていること

### 3 事業内容及び予定時期

#### (1) 介護助手等の受入準備（9月下旬～10月下旬）

社会福祉法人香川県社会福祉協議会が新聞等で広報を行う。施設でも求人活動を行うこと。香川県福祉人材センターにも求職票を提出すること。

#### (2) 介護助手等向けの説明会の開催（9月下旬～10月初旬）

全体説明後、事業所ごとの個別の就職相談を実施すること。

#### (3) 介護助手等の採用面接及び雇用契約の締結（10月～11月）

介護助手等の雇用期間は3か月間とし、11月～2月に3か月間の雇用契約を締結すること。

#### (4) 企画評価委員会への参加（年3回開催予定）

社会福祉法人香川県社会福祉協議会が開催する企画評価委員会に参加すること。事業の取組状況や課題の報告を行い、目的達成のための助言を得るほか、モデル介護事業所同士の情報共有や緊密な連携を図ること。

#### (5) 外部コンサルタント等による支援（年6回実施予定）

介護サービス事業所における生産性向上に資するガイドライン（平成31年3月厚生労働省老健局）を踏まえ、社会福祉法人香川県社会福祉協議会が指定する外部コンサルタント等による支援を受けること。1モデル介護事業所当たり専門家派遣4回、研修2回（リーダー層1回、介護助手1回）を予定。

原則として下記①から⑤の取組をすべて行うものとし、各項目の具体的な内容として想定されるものを例示する。

#### ① リーダー的介護職員等の人材育成

リーダー的介護職員等に対する、マネジメント、認知症の症状や終末期の看取りへの対応、地域包括ケアを見据えた多職種連携等の研修の実施、仕組みの構築 等

#### ② キャリアパスの明確化

介護助手等、介護職員の定着促進、キャリアアップ等の仕組みの構築 等

#### ③ 利用者の重度化予防、自立支援

利用者の状態変化への気づき、コミュニケーション等の研修の実施、仕組みの構築 等

#### ④ 介護職員のキャリア、専門性に応じたサービス提供体制のもとでの、多様な人材によるチームケアの実践

- i 清掃・配膳・見守り等の周辺業務と専門性の高い業務との切り分け等業務分担の整理
- ii 介護助手等に対するOJT研修の実施
- iii 能力に応じた業務への適切な配置等専門性の高い人材が能力を最大限に発揮できる仕組みの構築
- iv 利用者の自立支援・満足度等サービスの質向上への取組（アンケート調査、研修の実施、仕組みの構築 等）
- v 多職種連携の深化（研修の実施、仕組みの構築 等）
- vi その他必要な職場環境の整備

#### ⑤ 報告書の作成

(6) 事業計画書・実績報告書の作成  
様式と提出時期については別途定める。

#### 4 補助対象経費

介護助手等の導入に必要な次に掲げる経費

- ・介護助手等に要する人件費（既存の介護助手も可）
- ・需用費（消耗品費、印刷製本費）
- ・役務費（通信運搬費、手数料）
- ・使用料・賃借料

(1) 介護助手等に対するOJT研修の実施や、職場環境整備のための会議に係る費用も対象として差し支えない。

(2) 当該事業のみで使用されることが特定・確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては補助対象外とする。

(3) 介護助手等に要する人件費については、適正に執行する必要があることから、当該事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該事業との従事状況（勤務時間数等）を区分すること。また、その従事状況を踏まえて適切に按分すること。

#### 6 補助額

1事業所あたり600千円以内

#### 7 モデル介護事業所の選定方法

介護事業所等の導入に対する課題やビジョンの内容、事業所の所在地、サービス種別、過去の取組状況等を考慮し、企画評価委員会を経て決定する。なお、令和2年度に選定されたモデル介護事業所を除く。

#### 8 その他

他の補助金等を受けて実施する介護助手の導入については、本事業における補助の対象とはならないものとする。

#### 附則

この要領は令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。